平成30年度1月 日置市農業委員会総会議事録

平成31年1月28日、日置市農業委員会会長馬塲惠三郎は、平成30年度1月総会を日置市役所 東市来庁舎4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第4号	農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第60号	農業振興地域整備計画変更審議について	(1件)
議案第61号	農地法第3条許可申請書審議について	(7件)
議案第62号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第63号	農地法第5条許可申請書審議について	(6件)
議案第64号	農用地利用集積計画審議について	(75件)
議案第65号	非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第66号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1,344件)

〈 出席委員 〉(18人)

1番	馬塲 惠三郎	(会長・議長)	2番	田原	嘉治	3番	楠 眞憲
4番	重水 賢治		5番	日髙	格一	6番	池田 澄弘
7番	野元 政博		8番	横山	義晴	9番	迫 千穗子
10番	末永 義弘					12番	久木田 洋子
13番	東 芳男		14番	今村	壽久	15番	山口 義廣
16番	奥 和俊		17番	濵村	義美	18番	池畑 正治
19番	今屋 政市						

〈 欠席委員 〉 (1人)

11番 馬場 五男

〈 推進委員出席者 〉

20番	南多	云機				22番	東峯	満	23番	松崎	秀樹
24番	本村	敏英	25番	松崎	弘安	26番	瀧聞	隆男	27番	山下	浩二
28番	鳩野	哲盛	29番	檜物	茂広				31番	上野	勉
32番	肥後	博	33番	西園	腎—郎	34番	永野	彰 —			

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	恒吉 和正	次長兼農業振興係長	當寺ヶ盛 喬
農地調整係長	元山 敏志	農業振興係	内 智富美

農地調整係 尾之江 毅斉

会長 ただいまから、平成30年度1月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数 を満たしておりますので、総会は成立しております。

また、推進委員が13名出席しております。

それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、5番「日髙格一」委員と、6番「池田澄弘」委員を指名させていただきます。

次に、日程第2、報告第4号農地等の現況に係る報告審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。

番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。

なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。

以上、説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 報告第4号の番号1について報告いたします。

平成31年1月11日、私と正の馬場五男委員は事務局職員と現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

現況地目は宅地です。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、報告第4号農地等の現況に係る報告審議を終わります。

次に、日程第3、議案第60号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁をご覧ください。1件です。

本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。

番号1の種別は用途区分変更です。

以上、説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第60号の番号1について報告いたします。

平成31年1月23日、私と正の馬塲会長は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると 認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると 判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長はい、ありがとうございました。変更相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございません

か。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第60号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり 変更することが相当であることに、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第60号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり変更 することが相当であると決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第4、議案第61号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に、議案書の修正をお願いいたします。

資料5頁の番号7の吹上町永吉字柳田1763番、吹上町永吉字柳田1767番、吹上町永吉字柳田1792番の3筆について、取下げの届け出がありましたので削除をお願いします。また、面積の合計が920㎡になりますので修正をお願いします。

それでは、資料の5頁をご覧ください。7件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,541㎡、作物はオリーブです。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,229㎡、作物は茶です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,421㎡、作物はオリーブです。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は23,849㎡、作物は牧草です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,170㎡、作物は水稲です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は32,128㎡、作物は水稲です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は23,199㎡、作物は水稲です。

以上、計7件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第61号の番号1について報告いたします。

平成31年1月23日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第61号の番号2について報告いたします。

平成31年1月19日、私と副の山下委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第61号の番号3について報告いたします。

平成31年1月22日、私と副の鳩野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第61号の番号4について報告いたします。

平成31年1月22日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第61号の番号5について報告いたします。

平成31年1月24日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第61号の番号6について報告いたします。

平成31年1月22日、私と副の田原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第61号の番号7について報告いたします。

平成31年1月22日、私と副の田原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第61号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第61号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第62号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。

なお、日程第6、議案第63号農地法第5条許可申請書審議の番号5は関連がありますので、一括 して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料について、転用事業計画変更申請は13頁、農地法第5条許可申請は15頁、番号5です。それでは、13頁により説明させていただきます。

本申請は、平成29年2月28日付け指令日農委第5号75で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初計画者は計画を遂行する予定でしたが、事業承継者の要望により計画を断念し、今回、事業承継者が一般住宅の建設を計画しているため、事業計画変更申請の承認及び農地法第5条申請の許可を得ようとするもので、権利種別は所有権移転です。

なお、本申請は、整地済みのため、始末書が付いています。

以上、計2件、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5 条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

12番 議案第62号の番号1、議案第63号の番号5については、一括して報告いたします。

平成31年1月22日、私と副の瀧聞委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約47mに位置する農地であり、その規模が約0.1haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。承認相当と許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ありませんか。

3番 変更前と変更後の地番と面積が違いますが、何か理由がありますか。

事務局 変更前の一部は、既に事業計画変更による5条許可を受けており、今回は残地を事業計画変更により5条許可を受けようとするもので、分筆により地番と面積が異なっています。

会長 他にご質疑等ございませんか。

議場 「質問・意見等なし」

会長 質疑ございませんので、議案第62号農地転用事業計画変更申請書審議の案件について承認し、関連する議案第63号農地法第5条許可申請書審議の番号5の案件について許可することに賛成の方は、 挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第62号農地転用事業計画変更申請書審議の案件について承認し、関連する議案第63号農地法第5条許可申請書審議の番号5の案件について許可することに決定しました。 次に、日程第6、議案第63号農地法第5条許可申請書審議の番号5以外の案件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の15頁をご覧ください。5件です。

番号1の転用目的は、牛舎、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、店舗、権利種別は使用貸借権設定です。

番号4の転用目的は、一般住宅及び倉庫、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

なお、農地以外の隣接地と一体利用する番号1の事業計画全体面積は874㎡、番号4の事業計画 全体面積は721㎡、番号6の事業計画全体面積は250㎡です。

また、一般住宅の転用事業妥当面積の概ね $500 \, \mathrm{m}^2$ を超えている番号40理由について、申請地は不整形地であり法面があるため、有効面積が $497 \, \mathrm{m}^2$ となることから今回の申請面積となったものです。

以上、計5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。 説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第63号の番号1について報告いたします。

平成31年1月20日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第63号の番号2について報告いたします。

平成31年1月23日、私と副の日髙委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6 h a と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第63号の番号3について報告いたします。

平成31年1月22日、私と副の瀧聞委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して店舗を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第63号の番号4について報告いたします。

平成31年1月22日、私と副の瀧聞委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第63号の番号6について報告いたします。

平成31年1月24日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、日置市役所から約350mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ござい ませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第63号農地法第5条許可申請書審議の番号5以外の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第63号農地法第5条許可申請書審議の番号5以外の案件について許可す

ることに決定しました。

次に、日程第7、議案第64号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長
東委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長事務局の説明を求めます。

事務局 29頁の番号28から番号31です。貸借です。

面積について、田は8,683㎡、畑は12,295、計20,978㎡、うち再設定面積は2366㎡、利用権設定件数は4件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第64号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画 案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第64号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案 どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

13番 〔着席〕

会長次に、濵村委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 〔退席〕

会長事務局の説明を求めます。

事務局 30頁の番号32から31頁の番号38です。貸借です。

これにつきましては、濵村委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。 面積について、田は6, $252\,\mathrm{m}^2$ 、畑は1, $163\,\mathrm{m}^2$ 、計7, $415\,\mathrm{m}^2$ 、うち再設定面積は1, $163\,\mathrm{m}^2$ 、利用権設定件数は7件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第64号農用地利用集積計画審議の濵村委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場
〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第64号農用地利用集積計画審議の濵村委員関係の案件について、計画案 どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

濵村委員に着席の連絡をしてください。

17番 〔着席〕

会長 議事参与制限等の案件が済みましたので、その他の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の22頁です。

面積について、田はなし、畑は2,600㎡、計2,600㎡、利用権設定件数は1件です。

次に貸借について説明いたします。資料の23頁から37頁です。

面積について、田は34,621㎡、畑37,592㎡、計72,213㎡、うち再設定面積は57,266㎡、利用権設定件数は63件、うち再設定件数は54件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第64号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場「替成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第64号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、 計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第8、議案第65号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の38頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

番号2は、20年以上経過した道路です。

以上、計2件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが 相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第65号の番号1について報告いたします。

平成31年1月22日、私と正の馬場五男委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第65号の番号2について報告いたします。

平成31年1月18日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて非農地として証明することが相当であるとの報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第65号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第65号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

次に、日程第9、議案第66号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 資料41頁から75頁は、平成30年8月から9月にかけて実施した農地利用状況調査による調査 結果でございます。

資料41頁から51頁は、東市来分で、田171筆91,057.96㎡、畑231筆128,737.11㎡、計402筆219,795.07㎡です。

資料52頁から60頁は、伊集院分で、田106筆73,264㎡、畑241筆142,924㎡、計347筆216,188㎡です。

資料61頁から66頁は、日吉分で、田98筆48,007㎡、畑145筆81,672㎡、計243筆129,679㎡です。

資料67頁から75頁は、吹上分で、田170筆77,012.69㎡、畑175筆68,023.09㎡、計345筆145,035.78㎡です。

合計、田545筆289, 341. 65㎡、畑792筆421, 356. 20㎡、計1, 337筆710, 697. 85㎡です。

資料76頁は、申出分で、田3筆1,551㎡、畑4筆1,854㎡、計7筆3,405㎡です。 農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願いします。

会長はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第66号荒廃農地に係る非農地判断審議のすべての案件について、非 農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第66号荒廃農地に係る非農地判断審議のすべての案件について、非農地 として判断することに決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理お願いします。

2番 平成30年度1月総会を閉会します。

(闭会	10時30分)	

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長	印
5番	 Ø
6番	F